

平成 30 年度決算審査の概要

— 警告決議に係る質疑と審査結果等について —

本島 裕三

(決算委員会調査室)

1. 参議院における平成 30 年度決算の審査経緯
2. 警告決議に係る質疑の概要
 - (1) 政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの不適切な整備について
 - (2) 企業主導型保育事業における助成金の過大交付及び低調な利用状況について
 - (3) 検察に対する国民の信頼回復について
 - (4) 資源エネルギー庁における不適切な公文書作成について
 - (5) 有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達改善について
3. 平成 30 年度決算の審査結果等
 - (1) 決算の是認
 - (2) 決算に対する各会派の賛否及び意見
 - (3) 警告決議
 - (4) 平成 30 年度決算審査措置要求決議
 - (5) 会計検査院への検査要請
 - (6) 持ち越された省庁別審査分の質疑と委員会決議
4. 決算審査をめぐる今後の課題
 - (1) 決算に関する決議の特色
 - (2) 参議院における決算審査の更なる充実に向けて

1. 参議院における平成 30 年度決算の審査経緯

国の平成 30 年度決算¹は、第 200 回国会の令和元年 11 月 19 日に、会計検査院の平成 30 年度決算検査報告とともに国会に提出された。参議院においては、令和元年 12 月 2 日の本

¹ 平成 30 年度決算とともに平成 30 年度国有財産増減及び現在額総計算書、平成 30 年度国有財産無償貸付状況総計算書が提出され、決算外 2 件として一括して審査された。

会議において決算の概要報告及びこれに対する質疑を行った後、決算委員会に付託され、同日、委員会において麻生財務大臣から決算の概要説明を、森田会計検査院長から検査報告の概要説明をそれぞれ聴取した。

そして、第201回国会の令和2年4月1日、安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、全般質疑を行った。当初は、従前どおり省庁別審査を計6回行うことを予定していたが、新型コロナウイルス感染症が拡大し、4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されたほか、令和2年度補正予算が2次にわたり提出され、衆参の予算委員会がそれぞれ開会されたことなどを踏まえ、常会会期中に平成30年度決算を議了することを優先し、省庁別審査は計4回行い²、残りの省庁別審査2回分は後日に補充質疑を行うこととして持ち越すこととなった。その上で5月25日に麻生財務大臣及び質疑者要求大臣の出席による准総括質疑、6月15日には安倍内閣総理大臣以下全大臣出席の下、締めくくり総括質疑を平成30年度予備費2件と一括議題として行い、同日に討論及び採決を行うことによって、委員会での審査を終えた。

その後、第201回国会最終日の6月17日の本会議で中川雅治決算委員長から委員長報告がなされ、平成30年度決算を是認するとともに、「内閣に対する警告」（以下「警告決議」という。）を行うことを決定した。決算が提出された翌年又は当該年の常会会期中に議了するのは、平成24年度決算以降7年連続となっている（図表1）。

本稿では、平成30年度決算審査における様々な論議のうち、警告決議に係る質疑の概要を紹介するとともに、平成30年度決算の審査結果等をまとめることとしたい。

図表1 参議院における各年度決算の議決（過去10年度分）

決算年度	国会提出日	議決年月日			
		決算委員会		本会議	
平成21年度	平成22年11月19日	平成23年12月7日	是認しない	平成23年12月9日	是認しない
平成22年度	平成23年11月22日	平成25年5月20日	是認	平成25年5月22日	是認
平成23年度	平成24年11月16日	平成26年6月9日	是認	平成26年6月11日	是認
平成24年度	平成25年11月19日				
平成25年度	平成26年11月18日	平成27年6月29日	是認	平成27年7月1日	是認
平成26年度	平成28年1月4日	平成28年5月23日	是認	平成28年5月25日	是認
平成27年度	平成28年11月18日	平成29年6月5日	是認	平成29年6月7日	是認
平成28年度	平成29年11月21日	平成30年6月18日	是認	平成30年6月27日	是認
平成29年度	平成30年11月20日	令和元年6月10日	是認	令和元年6月14日	是認
平成30年度	令和元年11月19日	令和2年6月15日	是認	令和2年6月17日	是認

（出所）筆者作成

2. 警告決議に係る質疑の概要

（1）政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの不適切な整備について

総務省が多額の国費を投じて整備した政府共通プラットフォームのセキュアゾーン³について、その整備に際し、需要の把握や各府省との調整等が十分に行われなかったことから、平成29年4月の運用開始以降、本来の目的での利用が全くなされないまま、30年度

² 令和2年4月6日、4月13日、5月13日、5月18日。

³ インターネット等とのデータ交換等を完全に遮断した情報セキュリティ水準の高い環境。

末に廃止されたことが会計検査院により指摘された⁴。

委員会では、このような事態になった原因や再発防止策等についてただされた。高市総務大臣は、「セキュアゾーンについて、訓練などでは活用したが本来の目的に使われず、国民の貴重な税金を無駄にしたことについては深くおわびを申し上げる。再発防止策として、政府共通プラットフォームの整備に当たっては、予算要求時だけでなく、要求前、執行前に丁寧なニーズ把握、投資効果の検証を行うこととした。昨年12月にはプロジェクト計画書で手続を明確化した。今後、その手続にのっとり各府省が利用の可否を十分に検討できるように各段階で詳細な情報を提供し、各府省ともよく調整する。予算の効率的な執行という観点からの検証も行い、無駄を発生させないようにしっかりと取り組む」旨答弁した⁵。

（２）企業主導型保育事業における助成金の過大交付及び低調な利用状況について

内閣府の企業主導型保育事業において、保育施設の整備に当たり、事業者が工事費用を増加しなどした虚偽の内容の事業完了報告書を事業実施機関に提出し、同機関における審査が不十分であったことなどから、助成金が過大に交付された事態、また、会計検査院が213施設を抽出し検査したところ、平成30年10月時点において開設後1年以上経過した企業主導型保育施設173施設のうち、72施設において定員充足率が5割未満であるなど、利用状況が低調となっていた事態等が会計検査院により指摘された⁶。

本会議において、会計検査院の指摘に対する受け止めと企業主導型保育事業の見直し、待機児童の解消に向けた取組についてただされた。衛藤少子化対策担当大臣は、「真摯に受け止め、本事業の信頼回復のための審査や指導、監査の改善等を徹底する。厚生労働省とも連携を図り、子育て安心プランに基づき保育の受皿整備に取り組む」旨答弁した⁷。

（３）検察に対する国民の信頼回復について

東京高等検察庁の前検事長については、令和2年1月、国家公務員法における勤務延長規定の検察官への適用について、従来の解釈を変更し、勤務延長の閣議決定がなされた。同年5月、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の発令中に賭けマージャンを複数回行っていたことが明らかになり、訓告処分を受けた上で辞職した。本件により、検察に対する国民の信頼が損なわれる事態となった。

委員会では、本件が我が国の社会に与えた影響の重大さ、処分決定の経緯、勤務延長に係る法令解釈変更の妥当性、再調査の必要性等についてただされた。森法務大臣は、「検察、法務行政の信頼を損なう誠に不適切な行為であり、誠に遺憾に感じている。処分について、5月21日に、法務省が行った調査結果を踏まえ、監督上の措置として最も重い訓告が相当であると考えた。同日、検事長に対する監督者である検事総長に対し、調査結果とともに、法務省としては訓告が相当と考える旨を伝えたと、検事総長において訓告が相当であ

⁴ 会計検査院の指摘の詳細は以下を参照。会計検査院ホームページ<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy30_04_16_01.pdf>（以下、URLの最終アクセスは、いずれも令和2年6月30日である。）

⁵ 第201回国会参議院決算委員会会議録第4号（令2.5.13）

⁶ 会計検査院ホームページ<https://www.jbaudit.go.jp/report/new/all/pdf/fy30_04_02_11.pdf>

⁷ 第200回国会参議院本会議録第9号8頁（令元.12.2）

ると判断したという連絡があった。同日、任命権者である内閣にも報告を行い、その方針に異論が無かったところ、その上で訓告の処分を行ったという経緯である。法令の解釈は、当該法令の規定の文言、趣旨等に則しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮するなどして論理的に確定されるべきものであり、検討を行った結果、従前の解釈を変更することが至当であるとの結論が得られた場合には、これを変更することが許されないものではないと解釈している。検事の勤務延長について、立法当時、国家公務員法の規定が適用されないとダイレクトに国会答弁したものはないが、そのような解釈があったことは承知をしており、今般は、有権解釈の第一義的な解釈者である検察庁法を所管する法務省において解釈変更を行ったものである」旨答弁した⁸。また、菅内閣官房長官は、再調査の必要性について「法務省、検察庁において人事上の処分を決するに当たり、必要な調査は行ったと承知をしている」旨答弁した⁹。

（４）資源エネルギー庁における不適切な公文書作成について

資源エネルギー庁において、関西電力株式会社に対する令和２年３月１６日付の業務改善命令に係る手続の不備を隠すために、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取を実施した日付が実際の日付と異なる不適切な公文書が作成されたことが明らかとなった。

委員会では、不適切な公文書作成に至った背景と理由、処分の在り方についてただされた。牧原経済産業副大臣は、「厳しい批判もやむを得ない事案である。資源エネルギー庁の担当者が、命令発出後にこの手続漏れに気づき意見聴取を実施することになったものの、手続の不備があったとなれば対外的な批判を免れないと懸念し、事実と異なる日に意見聴取の決裁手続をしたように取り繕っていた。人事院の懲戒に関する指針での改ざんはなかったと考えているが、非常に問題ある手続であり、不適切であったため、関係者について必要な処分を行った」旨答弁した¹⁰。

（５）有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達の改善について

防衛省が米国政府との間で行う有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達について、調達額が平成２５年度から２９年度にかけて３倍以上に増加している中で、契約管理費の減免を受けるための協定等の締結に係る本格的な検討が行われていなかったこと、また、前払金を支払ったにもかかわらず、出荷予定時期を超過しても納入が完了せずに未精算となっていたものが２９年度末時点で８５件、３４９億円に上ることなどが決算委員会の要請に基づく会計検査において指摘された¹¹。

委員会では、契約管理費減免に係る米国との協定の検討状況、FMS調達増加に伴う後年度負担額の増加に対する認識と抑制策、未納入が続く場合の部隊等への影響等についてただされた。防衛装備庁は、「契約管理費の減免制度について、昨年１０月に防衛大臣から

⁸ 第 201 回国会参議院決算委員会会議録第 6 号（令 2.5.25）

⁹ 同上

¹⁰ 第 201 回国会参議院決算委員会会議録第 5 号（令 2.5.18）

¹¹ 会計検査院ホームページ<<https://report.jbaudit.go.jp/org/h30/YOUSEI2/2018-h30-Y2000-0.htm>>

直ちに検討を本格化するよう指示があった」旨答弁した¹²。また、河野防衛大臣は、「米国国防省が行う役務を防衛省が代わって行うための法令上の整理の検討を進めさせている。また、国防省と品質管理のやり方について意見交換をしながら、品質管理に関わってきた日本の民間企業からもヒアリングをしており、日本の防衛省の品質管理とやり方が違う部分があることから、やり方の整理を含め検討している。後年度負担額の増加については、艦艇や飛行機など製造に複数年掛かるものがあり、調達のために後年度負担は避けて通れないが、今期中期防衛力整備計画の中で、新たな契約の範囲を 17 兆 1,700 億円の枠内としており、野放図に拡大することがないように、防衛省としてもしっかりと対応していく。FMS の未納入には、本当に物が入ってこない未納入、物が入ってきているのに計算書が来ていない、もらった書類の中で数字の不整合があるというものを含めている。本当に物が入ってこない未納入が増えれば当然部隊の運用に影響が出る可能性はあるが、現時点では、整備をしているものからの取り回しなどを行いながら部隊の運用に影響が出ないようにしている。FMS に対して納期をはじめしっかりと調達ができるように今後とも米国側と詰めていく」旨答弁した¹³。

3. 平成 30 年度決算の審査結果等

(1) 決算の是認

平成 30 年度決算は、令和 2 年 6 月 15 日の決算委員会での採決の結果、多数をもって是認すべきものとし、全会一致をもって内閣に対して警告すべきものと議決された。また同日、平成 30 年度決算審査措置要求決議が全会一致をもって議決されたほか、国会法第 105 条¹⁴の規定に基づき会計検査院に対し会計検査の要請を行った。6 月 17 日の本会議においては、平成 30 年度決算は多数をもって是認することとし、警告決議は全会一致をもって議決された。

(2) 決算に対する各会派の賛否及び意見

平成 30 年度決算の委員会採決において、自由民主党・国民の声、公明党は決算の是認に賛成、立憲・国民、新緑風会・社民、日本維新の会、日本共産党は是認に反対した。討論は反対討論のみが行われ、各会派から述べられた意見は、おおむね次のとおりである。

立憲・国民、新緑風会・社民は反対理由として、平成 30 年度決算におけるプライマリーバランスはマイナス 10.4 兆円程度であり、前年度より 0.5 兆円悪化して、改善の兆しがなく、今年 1 月に内閣府が公表した中長期の経済財政に関する試算でプライマリーバランス黒字化は目標より 2 年遅れの 2027 年度と試算されるなど財政健全化が先送りされていること、平成 30 年度決算検査報告において 335 件、総額約 1,002 億円に上る不適切な対応や改善の指摘を受けたこと、平成 30 年度第 2 次補正予算において、公共事業、T P P 等関

¹² 第 201 回国会参議院決算委員会会議録第 6 号（令 2.5.25）

¹³ 同上

¹⁴ 各議院又は各議院の委員会は、審査又は調査のため必要があるときは、会計検査院に対し、特定の事項について会計検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。

連経費、防衛関係費が大幅に積み増しされるなど、財政法第 29 条に基づく緊要性のない予算が組み込まれていることを指摘した。

日本維新の会は反対理由として、平成 30 年度決算検査報告の指摘は 335 件、1,002 億円に上り、これまでに何度も指摘を受けながら、国費の不適切な支出や国有財産の散漫な管理が続いており、税金の無駄遣いや不適切な会計処理が改められていないこと、高速道路管理事務所等の非常用自家発電設備の約 2 割がハザードマップの浸水想定区域にある事務所に位置していたことや防災重点ため池等約 1 万か所のうち約 4 割で危険性の判定が不十分であるなど災害対策事業がずさんであること、独立行政法人において不要不急の多額の余裕資金が寝かされていること、官民ファンドが満足に機能していないことなどを指摘した。

日本共産党は反対理由として、森友学園に対する国有地売却等に係る決裁文書改ざんの再調査を拒否していることや桜を見る会の支出額が予算額の約 3 倍に上るなど財政に対する信頼が損なわれていること、アベノミクスの 5 年間で大企業や富裕層の利益が大きく増える一方で、実質賃金は低下し家計消費も落ち込んだにもかかわらず、生活保護の削減など社会保障関係費の自然増分を圧縮し、文教予算や中小企業対策費も減らすなど格差を深刻化させたこと、イージス・アショアの関連経費やオスプレイや F35A ステルス戦闘機を増強し、軍事費は過去最大の 5 兆円を超え、加えて FMS の後年度負担総額も 5 兆円を超えたこと、沖縄県民の民意を踏みにじる辺野古新基地建設が強行されてきたことなどを指摘した。

(3) 警告決議

決算に関する参議院の議決を構成する警告決議は、政府の事務事業等における不当・不適正な事象で政府が非を認めているものや、不作為やずさんな実施等により非効率な予算執行が生じた事象等に対し、参議院の立場から遺憾の意を込めて内閣に警告を発するものである。平成 30 年度決算自体は多数をもって是認されたが、警告決議は委員会、本会議ともに全会一致で議決されている。平成 30 年度決算に関して議決した警告決議の項目は、図表 2 のとおりである¹⁵。この警告に対し、安倍内閣総理大臣は、令和 2 年 6 月 17 日の本会議において、「政府としては、従来から国の諸施策の推進に当たって、適正かつ効率的に執行するよう最善の努力を行っているところであるが、今般 5 項目にわたる指摘を受けたことは、誠に遺憾である。決議の内容は、いずれも政府として重く受け止めるべきものと考えており、決議の趣旨を十分に踏まえ、今後このような指摘を受けることのないよう改善、指導していく」旨の所信を述べた¹⁶。

¹⁵ 決議本文は以下を参照。参議院ホームページ<http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/201/k010_20061701.pdf>

¹⁶ 第 201 回国会参議院本会議録第 25 号（令 2.6.17）

図表 2 警告決議の項目

1. 政府共通プラットフォームにおけるセキュアゾーンの不適切な整備について
2. 企業主導型保育事業における助成金の過大交付及び低調な利用状況について
3. 検察に対する国民の信頼回復について
4. 資源エネルギー庁における不適切な公文書作成について
5. 有償援助（FMS）による防衛装備品等の調達改善について

（４）平成 30 年度決算審査措置要求決議

措置要求決議とは、警告決議の対象となるほどの事象ではないが、決算的観点から行政の制度や実施面での改善が必要な場合や、警告決議の対象となるような不正や無駄が生ずる背景に、制度上や事業実施の枠組みの問題がある場合に委員会として改善を求める決議である。この措置要求決議は平成 15 年度決算審査以降、全ての会派の合意に基づいて議決されてきており、今回も、決算是認の賛否にかかわらず、全会派が賛成している。令和 2 年 6 月 15 日の決算委員会において、平成 30 年度決算審査における議論を踏まえて議決した措置要求決議の項目は、図表 3 のとおりである¹⁷。

図表 3 平成 30 年度決算審査措置要求決議の項目

1. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の延期に係る対応について
2. 新型コロナウイルス感染症に係る政府の取組について
3. 桜を見る会の不適切な運営について
4. 大学等における研究力低下の立て直しについて
5. 保育士等の賃金改善の確実な実施について
6. 第三セクター等による地方公共団体の財政的リスクへの取組について
7. 効果が発現していない政府開発援助（ODA）事業について
8. スクールソーシャルワーカー（SSW）重点加配の推進について
9. 地方衛生研究所の体制強化について
10. 戦没者の遺骨の取り違えについて
11. 独立行政法人における余裕資金の速やかな国庫納付について
12. 農業用ため池の防災減災事業の適切な実施について
13. 河川管理施設等の防災施設に設置された電気設備の耐震調査の確実な実施について
14. 下水道施設の耐震化・老朽化対策等の着実な推進について

¹⁷ 決議本文は以下を参照。参議院ホームページ<http://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/201/k028_20061501.pdf>

(5) 会計検査院への検査要請

決算委員会は、決算審査において行政の制度や仕組みに関して指摘された問題のうち、その実態が不明確なものについて、国会法第105条の規定に基づき、会計検査院に対して検査要請を行い、その検査結果を後年度の決算審査で活用している。

今般、決算委員会は、平成30年度決算審査を踏まえ、令和2年6月15日、会計検査院に対し、2項目の検査要請を行うことを決定した(図表4)。

なお、決算審査の過程においては、この2項目のほかに東京電力ホールディングス株式会社に係る原子力損害の賠償及び廃炉に関する国の支援等の実施状況について検査要請の提案があったが、与野党の合意に至らず、検査要請は行われなかった。

図表4 会計検査院への検査要請

- ・ 防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等について
- ・ 農林水産分野におけるTPP等関連政策大綱に基づく施策の実施状況等について

(6) 持ち越された省庁別審査分の質疑と委員会決議

平成30年度決算の議了後に持ち越された省庁別審査2回分の質疑については、第201回国会閉会後の令和2年6月22日に、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のうち、「外務省、厚生労働省及び防衛省に係る経理等に関する件」を議題として行われた。

その後、この質疑の中で取り上げられた陸上配備型イージス・システム(イージス・アショア)の配備に関するプロセスの停止について、配備停止・断念までのプロセスの検証や配備候補地となった地方公共団体、地元住民等に対する丁寧な説明及び埋没費用の正確な把握と低減を求める決議を行うことで各会派が一致し、同年7月7日に『防衛省の経理』に関する決議』として議決された¹⁸。

4. 決算審査をめぐる今後の課題

(1) 決算に関する決議の特色

平成30年度決算では、内閣に対する5項目の警告決議及び14項目の措置要求決議が議決され、2項目の会計検査院への検査要請が行われた。29年度決算審査では特に措置要求決議と検査要請の項目数が例年にない多さであったが、30年度決算審査においては、ほぼ例年並みの項目数となった(図表5)。

これらの決議は、本会議、決算委員会における審査の結果、より適正な予算執行等が必要と判断され、国会の財政統制機能の観点から与野党協調の下に政府等の行財政運営に改善を求めたものである。

¹⁸ 決議本文は以下を参照。参議院ホームページ<https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/201/i028_070701.pdf>

図表 5 決算委員会における警告決議等の項目数（過去 10 年度分）

決算年度	警告決議	措置要求決議	検査要請
平成21年度	6	7	4
平成22年度	5	9	4
平成23年度	7	11	1
平成24年度			
平成25年度	6	9	1
平成26年度	8	13	1
平成27年度	7	10	2
平成28年度	8	5	2
平成29年度	7	17	5
平成30年度	5	14	2

（出所）筆者作成

今回の決議においては、東京高等検察庁の前検事長の賭けマージャンによる辞職に至るまでの経緯に鑑み、検察に対する国民の信頼を損ねた事態や、招待者の選定に関する課題や開催経費が見積りを大きく上回っていたことが明らかとなった桜を見る会の不適切な運営など、行政に対する国民の信頼確保の必要性について取り上げられている。これらの問題は社会的にも関心が高く、参議院又は決算委員会として意見を表示したことは、国会の行政監視機能が決算審査を通じて発揮されたものと考えられる。

また、平成 30 年度は西日本豪雨や北海道胆振東部地震等の災害が発生し、従来の防災・減災対策や災害時の避難行動の在り方などに多くの課題があることが浮き彫りとなった。今回の措置要求決議においても、農業用ため池の防災減災事業の実施に関して、豪雨調査、耐震調査及びソフト対策を適切に実施するとともに、点検監視等の保全管理体制の強化、豪雨や地震等に対応するための改修や利用されていないため池の統廃合等を推進することを求めるものや、河川管理施設等の防災施設に設置された電気設備の耐震調査の必要性について、地方公共団体に対して周知や耐震性の確認方法等の技術的助言を行い、防災施設に設置された電気設備の耐震調査を確実に実施させるとともに、防災施設本体と付随設備を一体として捉えた耐震対策を推進することを求めるものが含まれた。近年は、これらのように防災・減災の取組について、国民の生命や暮らしを守るため、国会として早急な改善を求める意見を表示した決議が行われることが多くなっている。

さらに、今回の決算審査においては、令和元年 12 月に中国湖北省武漢市で初めて確認された新型コロナウイルス感染症が拡大する期間と重なり、我が国における新型コロナウイルス感染症対策に関する質疑が数多く行われた。そこで、措置要求決議において、最前線で対応する医療従事者等の支援、検査体制の拡充や病床・医療用防護具等の確保を含む万全の医療提供体制の構築、世界各国や関係機関と連携して治療薬やワクチンの早期開発及び普及を促進することなどを求める決議に加えて、PCR 検査等を実施する地方衛生研究所について、必要な検査が迅速に行えなかった地域が生じたことを踏まえ、体制強化を求める決議も行った。

一方、本年7月から開催される予定であった東京オリンピック・パラリンピック競技大会は、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により1年間延期される事態となった。このため、国際オリンピック委員会（IOC）や大会組織委員会、東京都及び各競技団体等と緊密に連携し、世界各地から日本を訪れる選手や観客が安心して滞在できる受入れ体制を整備することなどを求める措置要求決議を行った。これらの決議は、現在進行形で発生している事態に対し、決算委員会として政府に早急かつ適切な対応を求めたものであると考えられる。

（2）参議院における決算審査の更なる充実に向けて

近年の決算審査においては、決算が提出される11月中旬以降の臨時国会会期中の本会議において概要報告・質疑を行い、同日に決算委員会における概要説明を聴取する例が多い。その後、翌年の常会において予算が成立した後に、全般質疑が内閣総理大臣以下全大臣出席で行われ、以降、省庁別審査6回と准総括質疑、締めくくり総括質疑が行われ、審査を終えることが定例化している。そのため、3月末の予算成立後から会期末の6月中旬までの間に計9回の委員会が開催されることとなるが、政治的不祥事等により与野党の対立が激化して国会が空転する状態となることや、今回のように、補正予算審査のため予算委員会が開会することなどに伴い、決算審査の日程の確保が難しくなることがある。こうした状況においても、決議を次の予算編成に反映させるという決算重視の観点から、今回は異例な措置ではあるが、省庁別審査2回分の質疑を平成30年度決算審査終了後に持ち越して行うという対応がとられた¹⁹。

参議院の決算審査においては、常会の後半に審査日程が集中しており、限られた期間を有効に活用し決算審査の充実を図っていくことが必要になる。そこで、今後の決算審査の充実に向けた課題について挙げてみたい。

まずは、警告決議及び措置要求決議に対して政府が講じた措置の取扱いである。政府は、警告決議及び措置要求決議に対して、通例では翌年1月に「政府が講じた措置」として、警告決議については内閣総理大臣から参議院議長に対して、また、措置要求決議については財務大臣から決算委員会に対して、それぞれ報告を提出することとされており²⁰、近年は、1月に提出された報告について、4月の省庁別審査において財務大臣から報告を聴取している²¹。ただし、当該説明だけでは具体的な取組内容や効果を詳細に把握することは困難であり、また、政府が講じた措置を提出する時点では、措置の一部が検討中のままの状態となってしまうことがある。したがって、決算審査や決議に対する政府の対応の実効性を確保するためには、決議に対する措置状況を決算委員会においてフォローアップすることや、対応が不十分であった場合には再度改善を促すなど、継続的な監視を行うことにより、予算の適切かつ効率的な執行への牽制機能を効かせることが重要である²²。

¹⁹ ただし、警告決議及び措置要求決議は、平成30年度決算審査全体における質疑の内容を踏まえ、全省庁を対象として行われた。

²⁰ 平成29年度決算に関する決議について政府が講じた措置は、令和2年1月20日に提出された。

²¹ 平成29年度決算に関する決議について政府が講じた措置の報告聴取は、令和2年4月6日に行われた。

²² 警告決議等の実効性の在り方に関する詳しい論考については、三宅俊矢「決算審査における警告決議等の実

次に、会計検査院から提出された参議院決算委員会からの検査要請に対する報告（要請報告）の取扱いである。要請報告については、報告後に決算審査の中で取り上げられ、警告決議や措置要求決議となったものも数多くあるが、質疑で取り上げられないものも多くある。要請報告は、委員会として検査の必要があることを認めて会計検査院に検査を要請したものであるため、報告された内容についての政府の認識や、指摘への対応状況を確認しておく必要があるだろう。また、会計検査院法第30条の2の規定に基づき、会計検査院が国会に提出する随時報告についても、要請報告同様に決算審査への一層の活用が望まれる。

さらに、株式会社日本政策金融公庫等4つの政府関係機関の決算や政府出資を含む国有財産の管理の状況等については、国の財政や政策実施にも深く関係しているが、これまで決算審査で取り上げられる機会が必ずしも多いとは言えない状況にある。これらの機関の決算や財務状況について確認していくことを検討すべきと思われる。

予備費の支出承諾と決算審査の関係についても検討の余地がある。これまで、予備費の支出承諾は衆議院先議とされており、衆議院の審査が終わらなければ参議院において審査することができないため、参議院が自律的に予備費の支出承諾に係る審査の時期を決めることができず、予備費の支出承諾と当該予備費を含む予算執行の結果である決算を一括して審査することが常態化している。平成30年度の予備費は一般会計（その1）が平成31年3月に、一般会計（その2）が令和元年5月に国会に提出されたが、参議院において、支出が承諾されたのは、平成30年度決算の議と同日の令和2年6月17日である。国会提出後、承諾まで1年以上かかっていることは課題と言えよう。また、令和2年度予算（第2次補正後）では、新型コロナウイルス感染症対策予備費が11.5兆円計上されている。多額な予備費の支出を国会としてどのような形で審査するかについて検討する必要があるだろう。

決算審査の意義は、国の予算執行の結果を検証し、適正かつ効果的・効率的に行われたのかを分析、評価し、政策の実績評価を行うとともに、次の予算編成に的確に反映させること、いわゆるPDCAサイクルのC（Check）の役割を果たすところにある。我が国においては、少子高齢化に伴う社会保障関係費の増大、相次ぐ激甚災害からの復旧・復興、公共インフラの老朽化や強靱化など、政府が解決すべき課題は山積しているが、国家財政がひっ迫する中では、限られた予算や人員を最大限効果的・効率的に活用する必要がある。国の予算執行の結果をチェックし、予算編成に反映させる決算審査の更なる充実が求められる。

（もとしま ゆうぞう）

効性」『立法と調査』No. 411（平31.4.15）を参照。